

〇〇大臣 〇〇 〇〇 様

家賃賠償継続に関する要望書

平成29年12月21日

福島県双葉郡浪江町議会
議長 紺野 榮重

当町は、本年3月31日に一部地域の避難指示が解除され、更なる町内生活環境の充実や帰還困難区域の再生に向けた取り組みに着手するとともに、避難生活を余儀なくされている町民に対する生活支援の継続など、町内外で多岐にわたる復興事業に全力で取り組んでいます。町民の望みは“安定した暮らし”であり、個別事情により故郷か避難先での暮らしかを選択し、生活再建に取り組んでいます。

このような中、福島県は応急仮設住宅及び民間借上げ住宅の供与期間を平成31年3月まで延長することを決定しました。しかし、東京電力ホールディングス株式会社の家賃賠償は平成30年3月に終了するため、家賃賠償で住宅を確保している町民に新たな負担が発生し、これまで以上に安定した暮らしを送ることが困難になります。

また、借家に居住していた町民への住居確保損害賠償は、旧避難指示区域内に帰還する場合とそれ以外の地に移住する場合とでは大きな開きがあり、帰還促進の足かせとなっています。

よって、次のことについて、東京電力ホールディングス株式会社を指導することを強く要望いたします。

- 1 東京電力ホールディングス株式会社による家賃賠償の終期を応急仮設住宅等の供与期間まで延長し、居住形態の違いによって不公平が生じないようにすること。
- 2 借家に居住していた町民の住居確保にかかる費用の賠償額は、帰還又は移住の選択にかかわることなく、賠償額に差が生じないようにすること。